

令和元年度今別町の健全化判断比率と資金不足比率

令和元年度決算に基づき算定された健全化判断比率と資金不足比率は次のとおりです。

1. 健全化判断比率

区分	令和元年度 決算比率	平成30年度 決算比率	早期健全化基準 (黄色信号)	財政再生基準 (赤信号)
① 実質赤字比率	—	—	15.00%	20.00%
② 連結実質赤字比率	—	—	20.00%	30.00%
③ 実質公債費比率	5. 5%	6. 2%	25.0%	35.0%
④ 将来負担比率	16. 4%	9. 7%	350%	

※実質赤字比率は黒字で赤字が算定されていないため、「—」の表示になっています。

2. 資金不足比率

特別会計名	令和元年度 決算比率	平成30年度 決算比率	経営健全化基準
今別地区簡易水道事業特別会計	—	—	20.0%

令和元年度の今別町の健全化判断比率・資金不足比率はすべて基準を下回りました。

健全化判断比率の4指標

実質赤字比率	今別町の一般会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すものです。
実質連結赤字比率	今別町のすべての会計の黒字や赤字を合計して、全会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すものです。
実質公債費比率	今別町のその年の借入金の返済額や借入金に準ずる経費（公営企業等ほかの会計の借入金に対する繰出金や一部事務組合の借入金の負担額）の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すものです。
将来負担比率	今別町の一般会計の借入金、特別会計等の借入金や将来、一般会計が支払う可能性のある負担等を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかを示すものです。

上記指標の基準

4つの健全化判断比率のうちいずれか一つが、「早期健全化基準」以上となると、「早期健全化団体」となり、「財政健全化計画」を策定し、自主的な改善努力による財政の早期健全化に取り組まなければなりません。

さらに「財政再生基準」以上になると、「財政再生団体」となり、「財政再生計画」を策定し、国、県の強力な関与の下で確実な財政の再生を実行しなければなりません。

資金不足比率

資金不足比率	公営企業の資金不足を料金収入規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すものです。
--------	--

資金不足比率が「経営健全化基準」以上となると、「経営健全化団体」となり、「経営健全化計画」を策定し、公営企業の経営健全化に取り組まなければなりません。

今別町の健全化判断比率・資金不足比率の対象会計

一般会計	普通会計	今別町一般会計	実質赤字比率	連結				
特別会計	公営事業会計	今別町国民健康保険特別会計（事業勘定） 今別町国民健康保険特別会計（診療施設勘定） 今別町後期高齢者医療特別会計 今別町介護保険特別会計（保険事業勘定） 今別町介護保険特別会計（サービス事業勘定）	実質赤字	実質公		将来		
	公営企業会計	今別町地区簡易水道特別会計	比率	債費比	来負担		資金不足比率	
一部事務組合・広域連合		青森地域広域事務組合 青森県市町村職員退職手当組合 青森県後期高齢者医療広域連合 青森県交通災害共済組合 青森県市町村総合事務組合		率		比率		
地方公社 第三セクター等		今別町は該当ありません。						